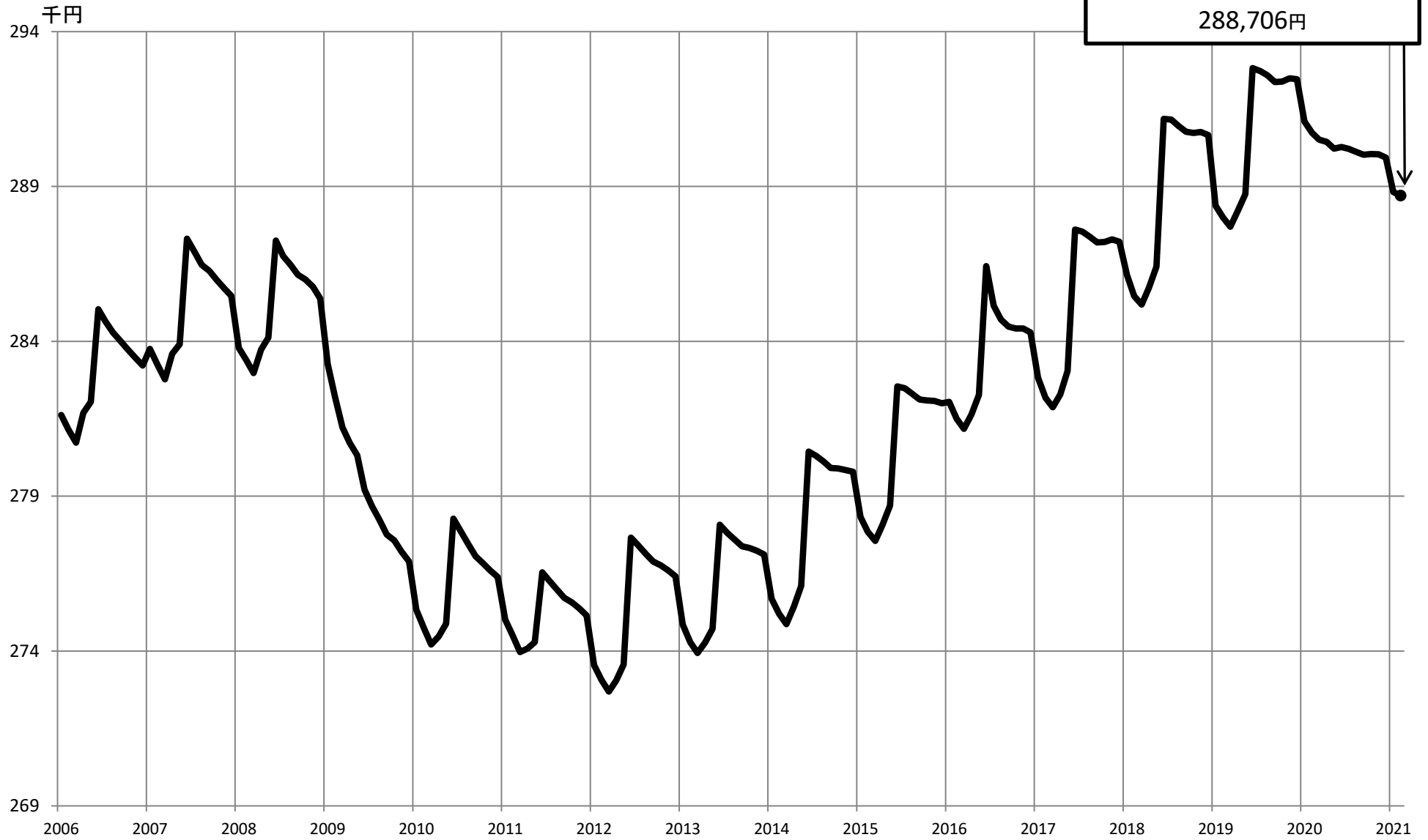


# 保険財政に関する重要指標の動向

# 被保険者1人当たり標準報酬月額の実績値



## 関連する主な経済指標

### ●毎月勤労統計調査（厚労省） 2021年6月22日発表

4月分（確報）

○きまって支給する給与（基本給、時間外給与等）

常用雇用労働者数5～29人の事業所、一般労働者（2015（平成27）年の平均＝100）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2016（平成28）	99.4	100.2	100.9	101.8	99.8	101.0	101.2	100.5	101.1	101.6	101.6	101.9
2017（平成29）	100.5	101.1	101.8	102.7	101.1	101.9	102.2	101.5	102.1	102.4	102.6	103.2
2018（平成30）	101.1	101.7	102.9	103.4	101.9	102.4	102.7	101.9	102.2	103.2	103.3	103.3
2019（令和元）	101.3	102.4	103.0	103.8	102.0	103.0	103.8	102.9	103.3	104.2	104.2	104.2
2020（令和2）	102.7	103.1	103.7	103.4	100.7	101.7	101.8	101.5	102.4	103.4	103.5	103.7
2021（令和3）	101.9	102.5	103.2	104.1								

### ●日銀短観（2021年6月分 業況判断DI） 2021年7月1日発表

<中小企業>（「良い」－「悪い」・％）

	2020/3月	→	2020/6月	→	2020/9月	→	2020/12月	→	2021/3月	→	2021/6月	先行き (2021/9月まで予測)
製造業	-15		-45		-44		-27		-13		-7	-6
非製造業	-1		-26		-22		-12		-11		-9	-12

<大企業>

製造業	-8		-34		-27		-10		5		14	13
非製造業	8		-17		-12		-5		-1		1	3

※企業経営者に、経営状態が「良い」「さほど良くない」「悪い」の選択肢から一つ選んでもらい、「良い」と答えた企業の割合から、「悪い」と答えた企業の割合を引く。この数字の変化で、経営者の景気判断の変化を把握する。

## ●月例経済報告（内閣府） 2021年6月24日発表

### 総論

景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。

### 雇用情勢

賃金をみると、定期給与及び現金給与総額は持ち直しの動きがみられる。

雇用情勢の先行きについては、底堅く推移することが期待されるが、雇用調整の動き如何によっては弱さが増す恐れもあり、感染症の影響に十分注意する必要がある。

## ●景気動向指数（内閣府） 2021年7月7日発表

### 2021年5月分（速報）

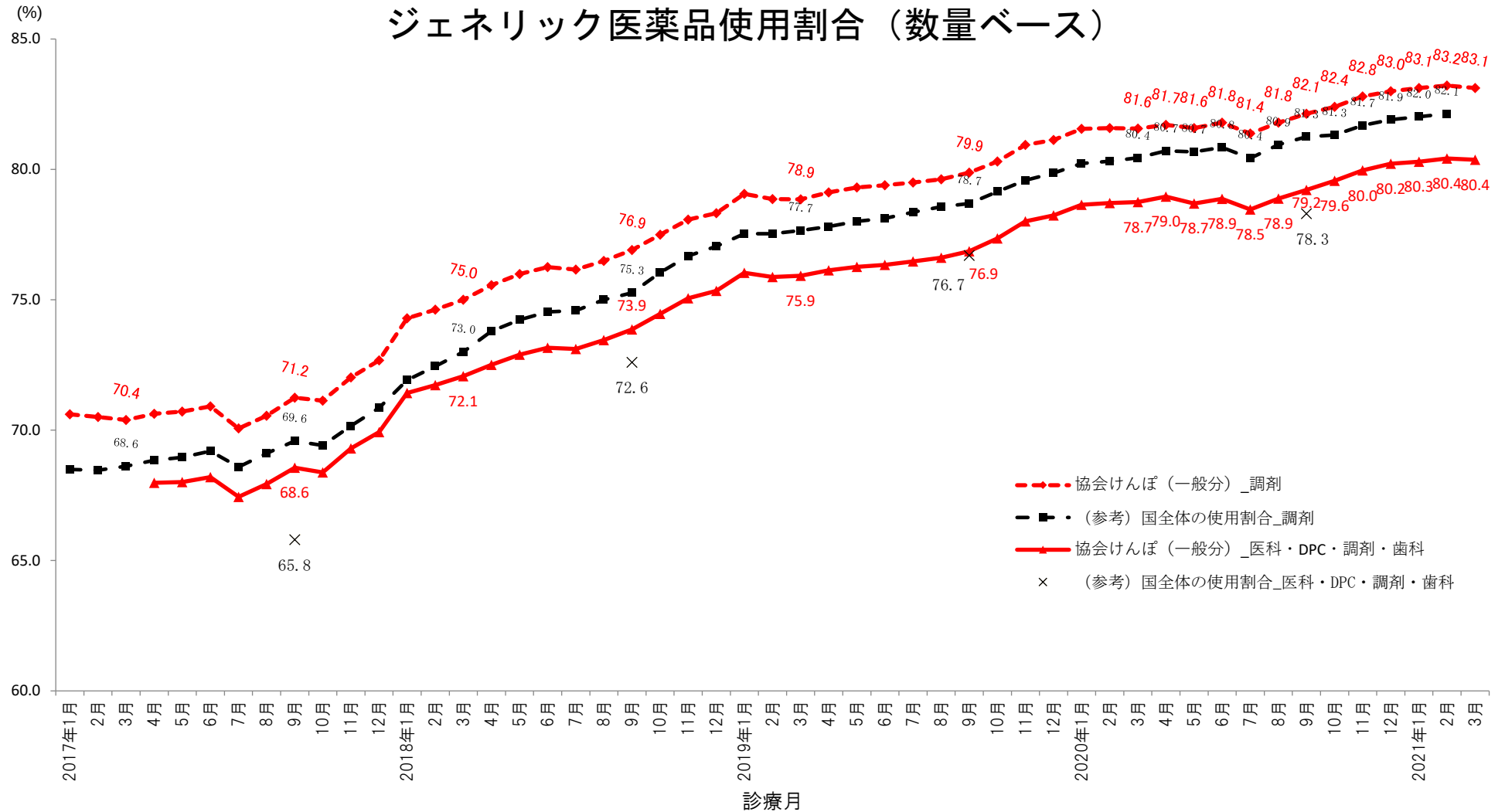
一致指数：前月比2.6ポイント下降し、3か月ぶりの下降。基調判断は「改善」。

先行指数：前月比1.2ポイント下降し、12か月ぶりの下降。

遅行指数：前月比2.2ポイント下降し、3か月ぶりの下降。

※景気の現状把握及び将来予測に資するため、景気に敏感に反応する各種の経済指標を統合して作成。

## ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）



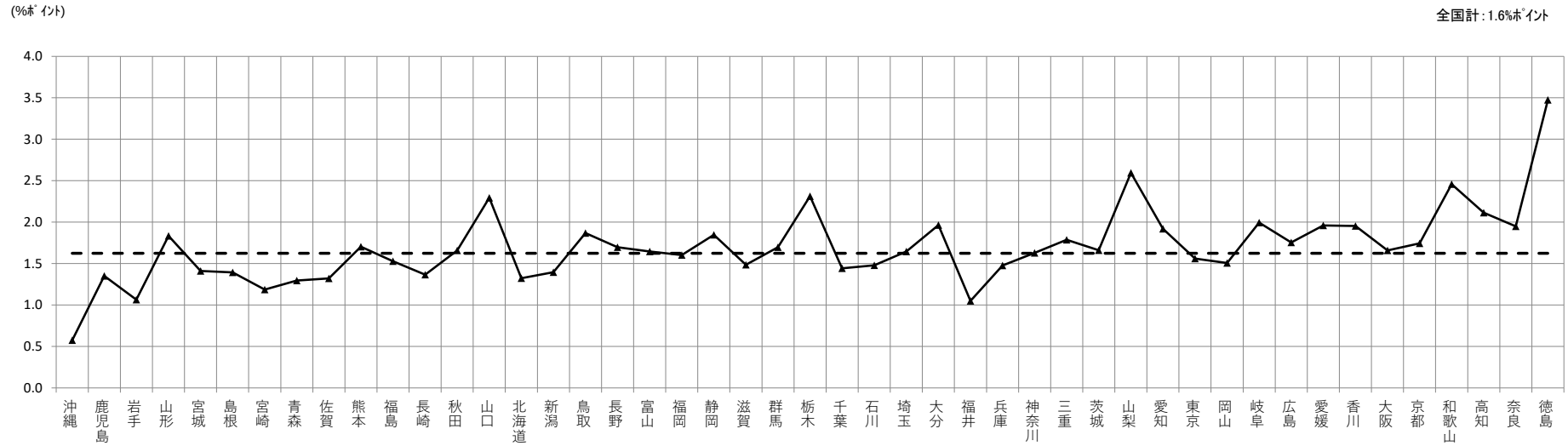
注1. 協会けんぽ（一般分）の医科、DPC、歯科、調剤レセプトについて集計したものである。（ただし、電子レセプトに限る。）

なお、DPCレセプトについては、直接の診療報酬請求の対象としないコーディングデータを集計対象としている。

注2. 「数量」は、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えたものをいう。

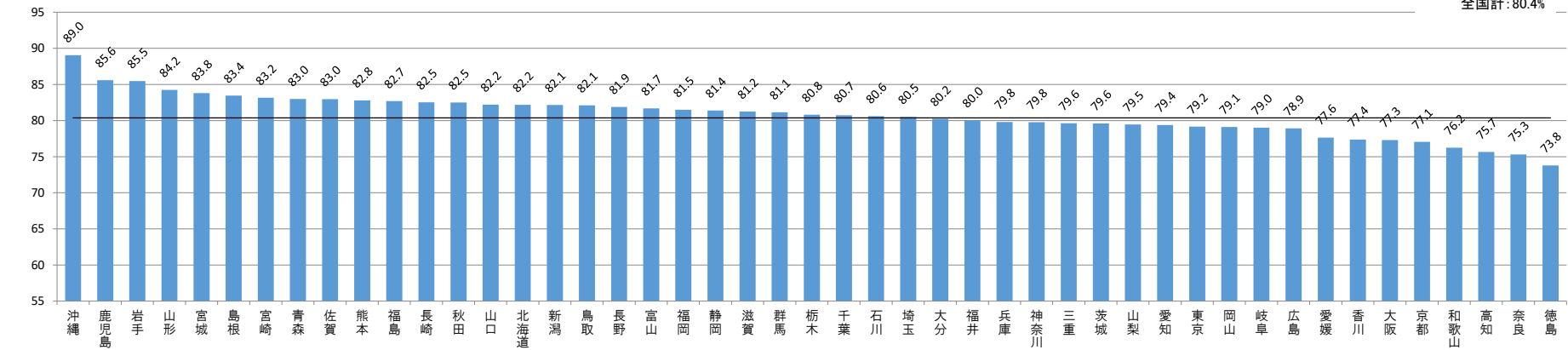
注3.  $\frac{\text{[後発医薬品の数量]}}{\text{[後発医薬品のある先発医薬品の数量] + [後発医薬品の数量]}}$  で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。

都道府県別ジェネリック医薬品使用割合の対前年同月差（数量ベース）（2021年3月診療分）



全国計: 1.6%ポイント

都道府県別ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（2021年3月診療分）



全国計: 80.4%

注1. 協会けんぽ（一般分）の内科、DPC、歯科、調剤レセプトについて集計したものである。（ただし、電子レセプトに限る。）

なお、DPCレセプトについては、直接の診療報酬請求の対象としていないコーディングデータを集計対象としている。

注2. 「数量」は、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えたものをいう。

注3. 都道府県は、加入者が適用されている事業所所在地別に集計したものである。

注4.  $[(後発医薬品の数量) / ((後発医薬品のある先発医薬品の数量) + [後発医薬品の数量])]$  で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。



